

## ○ 被扶養者の認定基準

(昭和41年4月1日制定)

改正	昭和42年	3月7日	昭和43年	2月23日
	昭和44年	2月20日	昭和45年	2月20日
	昭和46年	2月25日	昭和47年	2月23日
	昭和48年	7月5日	昭和49年	6月11日
	昭和56年	7月15日	昭和58年	3月25日
	昭和58年	7月20日	昭和59年	7月10日
	昭和61年	7月23日	昭和62年	7月6日
	平成元年	7月11日	平成4年	3月6日
	平成4年	7月6日	平成5年	7月6日

(目的)

**第1条** この基準は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。）第2条第1項第2号の規定に基づき、佐賀県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）が行う被扶養者の認定に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** 用語の意義を次のとおり定める。

- (1) 「重度障害者」とは、病気又は負傷のため就労能力が恒久的に喪失した者をいう。また、これに準ずる者とは、長期療養者（医学的に1年以上にわたり療養を必要とし就労能力を失っている者）及び病弱者（常時医療を必要としないが、定期又は周期的に医師の指示により療養に専念しているもので1年以上にわたる者）をいう。
- (2) 「組合員と同一世帯に属する」とは、組合員と生計を共にしかつ、同居している場合をいう。ただし、病院勤務の看護婦のように勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる場合又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居していることを要しない。
- (3) 「主たる扶養者」とは、その収入の多少によるものでなく、社会通念上優先して扶養義務を有すると認められる者をいう。
- (4) 「所得年額」とは、次に掲げる所得、給与及び給付の合計年額をいう。
  - イ 勤労所得
  - ロ 資産所得
  - ハ 事業所得 ただし、事業所得において、所得税法上はその者の所得ではないが、その者が当該事業に従事するものであるときは、当該事業所得は、従事する者の所得とする。
  - ニ 恩給または扶助料若しくはこれに準ずる給付金
  - ホ 共済組合及び健康保険から1年以上にわたって支給を受ける傷病手当金及びこれに相当する給付金
  - ヘ 雇用保険法に基づく失業給付及びこれに相当する給付金若しくは手当金
  - ト その他組合において、前各号に準ずる所得と認定した収入

(昭56.7.15・昭58.3.25・一部改正)

(被扶養者)

**第3条** 組合は、次の各号に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものを被扶養者とする。

- (1) 次に掲げる血族のもので他に生計の途がなく、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第11条の規定に相当する給与条例の扶養親族とされているもの
  - イ 組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「内縁関係

にある配偶者」という。）

ロ 子及び孫

ハ 父母及び祖父母

ニ 弟妹

ホ 重度障害者及びこれに準ずる者

(2) 組合員と同一世帯に属する3親等内の親族で、前号に掲げる以外の者

(3) 組合員と同一世帯に属するもので、組合員と内縁関係にある配偶者の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後における父母及び子

(4) 前3号に掲げるものは、重度障害者及びこれに準ずる者を除き、すべて18歳未満または60歳以上の者に限る。

(昭58.3.25・一部改正)

2 前項第1号から第3号までに掲げるもので18歳以上又は60歳未満の者であっても、次の各号の一に該当する場合は被扶養者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の学生（同法第44条、第45条、第54条及び第54条の2に規定する定時制課程の学生、通信制課程の学生、夜間課程の学生及び通信による教育を受けている学生を除く。）

(2) 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族とされている者

(3) 重度障害者及びこれに準ずる者

(昭46.2.25・昭58.3.25・一部改正)

**第4条** 前条の規定にかかわらず次の各号の一に該当する者は、これを被扶養者としな

(1) 共済組合（法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うもののすべてをいう。）の組合員、健康保険の被保険者、日雇健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者及びこれらの被扶養者

(2) その者について当該組合員以外の者が給与法第11条の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者

(3) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、その組合員が主たる扶養者でない者

(4) 年額130万円以上の所得がある者。ただし、その者の所得の全部若しくは一部が国民年金法（昭和34年法律第141号）及び同法第5条第1項に規定する被用者年金各法に基づく年金たる給付その他の公的年金たる給付（以下「公的年金等」という。）のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は60歳以上の者であってその者の所得の全部若しくは一部が公的年金等に係る所得である場合にあつては、年額180万円以上の所得がある者とする。

(昭42.3.7・昭43.2.23・昭44.2.20・昭45.2.20・昭46.2.25・昭48.7.5・昭49.6.1・昭56.7.15・昭58.3.25・昭58.7.20・昭59.7.10・昭61.7.23・昭62.7.6・平元.7.2・平4.3.6・平4.7.6・平5.7.6・一部改正)

(5) 前号の所得は、被扶養者としようとするときにおける恒常的な所得の現況により算定する。従つて、過去において年額130万円（前号ただし書による場合は180万円）以上の所得があつた場合においても、現在所得がないときは、これに該当しない。

(昭56.7.15・追加,昭58.7.20・昭59.7.10・昭61.7.23・昭62.7.6・平元.7.11・平4.3.6・平4.7.6・平5.7.6・一部改正)

(被扶養者の申告等)

**第5条** 次の各号に該当する場合には、被扶養者申告書（施行規程別紙様式第15号）により、所属所長を経て申告しなければならない。

(1) 組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合

(2) 新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合

## (3) 被扶養者がその要件を欠くに至った場合

- 2 被扶養者申告書の各記載欄は空白のままとせず、特に、要件を備えまたは欠くに至った理由及び年月日について詳細に記入するものとする。
- 3 被扶養者申告書には、組合員証のほか、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、必要がある場合には、住民票謄本にかわる改正原戸籍謄本の提出を求めることができる。

添付書類 区分	世帯員構成及び所得証明書	住民票抄本	住民票謄本	扶養事由証明書	在学証明書	医師の診断書
配偶者 (内縁関係を含む)	○	○				
18歳未満の子	○	○				
18歳未満の弟妹・孫	○		○	○		
60歳以上の 父母・祖父母	○		○	○		
18歳以上の学生	○				○	
重度障害者	○		○	○		○
その他3親等内の親族 及び内縁関係にある 配偶者の父母又は子	○		○	○		

## (備考)

- 1 世帯員構成及び所得証明書（別紙様式第1号）は、市町村長の証明のほか住民登録事務担当課（係）及び税務課（係）の確認あるもの
- 2 内縁関係にある配偶者の場合は、事実を証明する市町村長の証明書及び住民票謄本
- 3 住民票謄本は、認定を受けようとする者と、組合員との続柄並びにその他関係人等が明確にわかるもの
- 4 扶養事由証明書は、他に扶養する者がなく、組合員がその者を扶養しなければならない事情を明らかにした市町村長の証明書
- 5 医師の診断書（別紙様式第2号）は、就労不能の事情を証明したもの又は身体障害者手帳を交付されている者については、その写
- 6 所得税法第2条第1項第34号に規定する扶養控除を受けるべき扶養親族とされている者については、その年における給与所得者の扶養控除等（異動）申告書写に所属所長（給与事務担当者の確認ある）の奥書証明を受けたもの

(昭46. 2.25・昭58. 3.25・一部改正)

## (被扶養者認定の効力等)

- 第6条** 認定の効力は、組合員の資格を取得した日又は被扶養者としての要件を備えるに至った日から発生する。ただし、組合員の資格取得の日又は被扶養者の要件を備えるに至った日から30日以内に被扶養者申告書の提出がなされないときは、組合で受理した日から発生する。
- 2 被扶養者の資格は、その要件を欠くに至った日をもって消滅する。

## (その他)

- 第7条** 所得税法第2条第1項第34号に規定する扶養控除を受けるべき扶養親族とされている者については、毎年1月31日までに、その年における給与所得者の扶養控除等（異動）申告書写に所属所長（給与事務担当者の確認ある）の奥書証明を受けたものを提出しなければならない。

（昭46. 2.25・一部改正）

**附 則**

この認定基準は、昭和41年6月24日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和42年3月7日抄）

この認定基準は、昭和42年3月7日から施行し、昭和41年12月21日から適用する。

**附 則**（昭和43年2月23日抄）

この認定基準は、昭和43年2月23日から施行し、昭和42年12月22日から適用する。

**附 則**（昭和44年2月20日抄）

この認定基準は、昭和44年2月20日から施行し、昭和43年12月21日から適用する。

**附 則**（昭和45年2月20日抄）

この認定基準は、昭和45年2月20日から施行し、昭和44年12月2日から適用する。

**附 則**（昭和46年2月25日抄）

この認定基準は、昭和46年2月25日から施行し、昭和45年12月17日から適用する。

**附 則**（昭和47年2月23日抄）

この認定基準は、昭和47年2月23日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

**附 則**（昭和48年7月5日抄）

この認定基準は、昭和48年7月5日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和49年6月11日抄）

この認定基準の改正は、昭和49年6月11日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和56年7月15日抄）

この認定基準の改正は、昭和56年7月15日から施行し、昭和56年5月1日から適用する。

**附 則**（昭和58年3月25日抄）

この認定基準は、昭和58年3月25日から施行し、昭和57年10月1日から適用する。

**附 則**（昭和58年7月20日抄）

この認定基準は、昭和58年7月20日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和59年7月10日抄）

この認定基準は、昭和59年7月10日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和61年7月23日抄）

この認定基準は、昭和61年7月23日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和62年7月6日抄）

この認定基準は、昭和62年7月6日から施行し、昭和62年5月1日から適用する。

**附 則**（平成元年7月11日抄）

この認定基準は、平成元年7月11日から施行し、平成元年5月1日から適用する。

**附 則**（平成4年3月6日抄）

この認定基準は、平成4年3月6日から施行し、平成4年1月1日から適用する。

**附 則**（平成4年7月6日抄）

この認定基準は、平成4年7月6日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

**附 則**（平成5年7月6日抄）

この認定基準は、平成5年7月6日から施行し、平成5年4月1日から適用する。



別紙様式第2号

診 断 書

療 養 者 氏 名	明 治 正 和 大 昭 和	年 月 日 生
現 住 所		
初 診 年 月 日	年 月 日	
原 因		
傷 病 名		
病 歴	既 往 症	
	現 病 歴 (経過措置を含む)	
現 症 〔 疾 病 の 程 度 機 能 障 害 の 状 況 療 養 の 経 過 を 含 む 〕		
就 労 能 力		
予 後 の 加 療 予 定 ( 期 間 )		
<p>上記のとおり診断します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 医 師 の 氏 名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>		